

知っておきたい! 大きく変わった相続法

# 家族の中の人権を考える

～40年ぶりの相続法改正をきっかけに～

2019年12月14日(土)  
13:00～15:00 (開場 12:30)

相続法の制定は明治31年。時代の流れとともに改正が行われ、この度40年ぶりに超高齢化社会を見据えた大幅な見直しが行われました。今回の改正では配偶者の権利拡大等が図られた一方で、見過ごされた問題もあるようです。大切な「家族」の人権を守るため、その背景と課題を法律の視点から考えてみましょう。

◆ 講 師 芥 川 宏 氏 (弁護士・芥川法律事務所)



## プロフィール

弁護士歴 18 年 (2001 年広島弁護士会登録)  
離婚事件、相続事件、交通事故事件、企業法務などを取り扱うほか、2003 年から現在まで日弁連両性の平等に関する委員会委員を務めている

- ◆ 場 所 ゆいぽーと 5階 研修室 (広島市男女共同参画推進センター)
- ◆ 定 員 80名 (要申込・先着順)
- ◆ 託 児 6ヶ月～未就学児(無料・要申込)  
※先着10名 託児申込締切12月7日(土)
- ◆ 申込方法 電話・メール・FAX・来館  
詳しくは裏面の申込用紙をご覧ください
- ◆ 主 催 日本司法支援センター広島地方事務所(法テラス広島)  
ゆいぽーと男女共同参画推進協議会(ゆいぽーと協議会)  
広島市男女共同参画推進センター(ゆいぽーと)

参加費  
無料

お申し込み・お問い合わせ

ゆいぽーと (広島市男女共同参画推進センター)

〒730-0051 広島市中区大手町5丁目6番9号  
[TEL]082-248-3320 [FAX]082-248-4476  
[E-Mail]info-y@yui-port.city.hiroshima.jp  
[URL] <http://www.yui-port.city.hiroshima.jp/>  
[開館時間]9:00～21:00  
[休館日]月曜日、祝日法に規定する休日、12月29日～1月3日



Facebook 更新中! いいね! 押してね!

# 家族の中の人権を考える

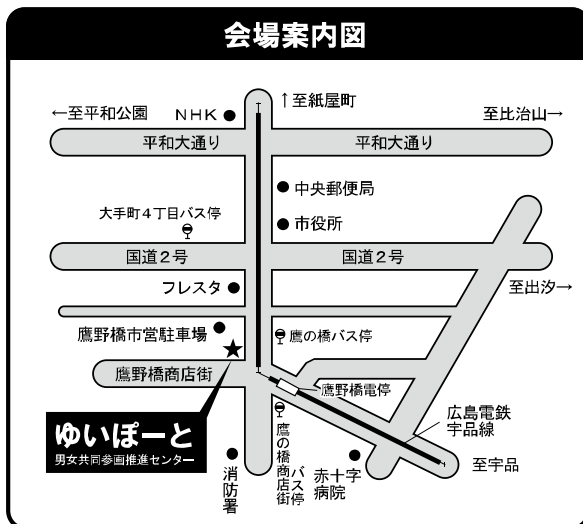
～40年ぶりの相続法改正をきっかけに～ お申込み書

主催・申込み・問い合わせ	ゆいぽーと（広島市男女共同参画推進センター）
[TEL] 082-248-3320 [FAX] 082-248-4476 [E-Mail] info-y@yui-port.city.hiroshima.jp [URL] http://www.yui-port.city.hiroshima.jp/ [開館時間] 9:00 ～ 21:00 [休館日] 月曜日、祝日法に規定する休日、12月29日～1月3日	
(ふりがな)	
お名前	
電話番号	
ファックス番号	
メールアドレス	

↓ 託児をご希望の方は、下記についてもご記入ください。↓ ※託児申込締切 12月7日(土)

(ふりがな)		年齢/性別	歳 ヶ月
お子さまのお名前		(12/14時点)	男・女
緊急連絡先電話番号	本人携帯・家族携帯・その他 _____		
ゆいぽーとでの託児利用	はじめて・利用したことがある	留意することがあればお書きください	

●いただいた個人情報は、ゆいぽーとの事業以外では使用いたしません。



### 交通案内

【路面電車】

- ①広島駅～広島港（宇品）
- ③西広島駅～広島港（宇品）
- ⑦横川駅～広電本社前  
「鷹野橋」電停下車、徒歩3分

【広電バス】

- ③広島駅～観音方面 ⑥牛田方面～江波方面  
「大手町4丁目」バス停下車、徒歩5分

【広島バス】

- 広島駅～グランドプリンスホテル広島方面  
(21-1)「鷹の橋」バス停下車、徒歩3分  
(21-2)「鷹の橋商店街」バス停下車、徒歩1分

- 駐車場はありません。鷹野橋市営駐車場（有料）などをご利用ください。徒歩3分
- 駐輪場（無料）は鷹野橋市営駐車場の隣にあります

メールマガジン『ゆいぽーとキラリ通信』月2回好評配信中！

親子で参加できるイベントなど、最新情報をお届けします！（登録・会費無料）

※登録・会費無料（通信費がかかります） ※「まぐまぐ！メールマガジン読者登録規約」をご確認ください

TEL 082-248-3320 ・ FAX 082-248-4476